

2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」 に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名称：2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」
- (2) 内容等：別紙1のとおり
(2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」 仕様書)
- (3) 履行期限：別紙1のとおり
(2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」 仕様書)

(4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている令和4年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決令」）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめ JPCERT コーディネーションセンターに申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書にもとづいて提案書を作成し、提案書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1) 入札説明会の日時および場所

日時：2022年8月29日（月）16時00分～17時00分（1時間程度を予定）

場所：Web 会議システムによるオンライン開催

Web 会議システムを使用できない場合は、以下の場所での参加を認める

東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※説明会参加希望者は、8月26日（金）17時までに cm-info@jpcert.or.jp に必要事項（法人名、部署名、参加者氏名（2名まで）、連絡先）を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること。なお、8月26日（金）に通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）

(2) 提案書の受領期限および受領場所

期限：2022年9月5日（月）17時00分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1) に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

(3) 入札者決定の通知日

2022年9月13日（火）

(4) 入札日

日時：2022年9月14日（水）16時00分～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

5. その他

(1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更および取消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要と

する。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
サイバーメトリクスグループ 森（もり）

Email : cm-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
総務部 小島（こじま）／ 神山（かみやま）

Email : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせ可

9時00分～18時00分（12時00分～13時00分は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

TEL : 03-6271-8901（※留守番電話対応中のため、録音いただけましたら折り返します）

2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」仕様書

1. 件名

2022年度「オープンリゾルバー確認サイトのリプレイス開発」

2. 目的

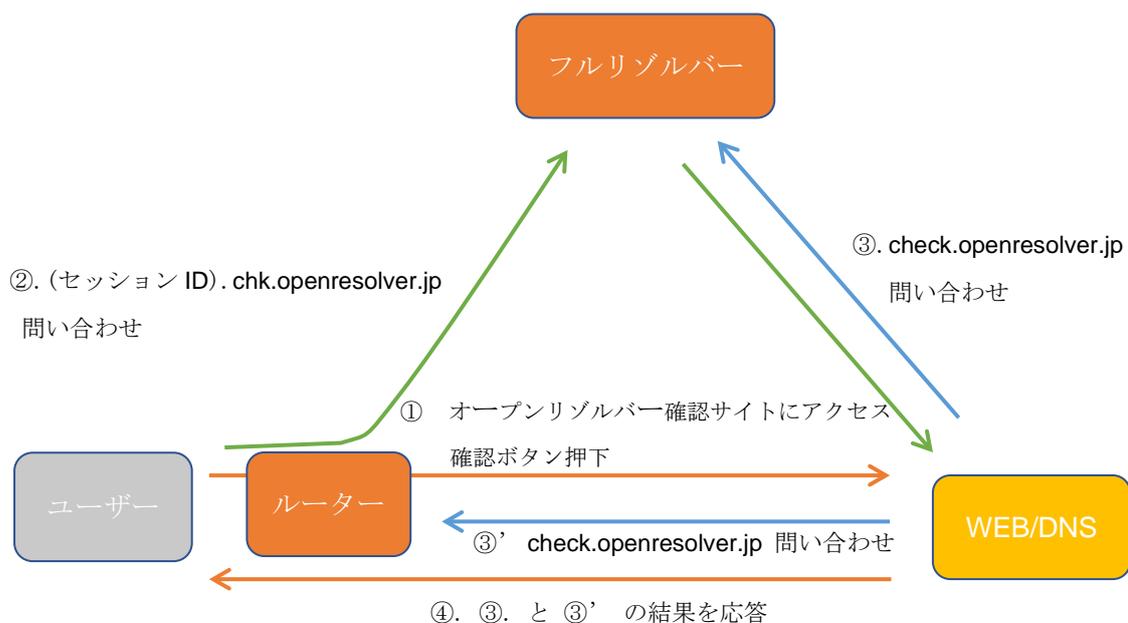
JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）が、現在公開 (<https://www.v2.openresolver.jp/>) しているオープンリゾルバー確認サイトを2022年度において、プログラム、システム環境の刷新を目的としてリプレイスを行う。

3. オープンリゾルバー確認サイトの概要

ユーザーのパソコンからオープンリゾルバー確認サイトにアクセスすることで、その接続元となったグローバルIPアドレス（接続元IPアドレス）やDNS名前解決に用いたフルリゾルバーのIPアドレス（設定されているDNSサーバー）について、それらがオープンリゾルバーであるか否かを調べることができる。また、コマンドラインでアクセスすると同様にオープンリゾルバーであるか否かを表示することができる。調べるIPアドレスはIPv4とIPv6を対象とする。

さらに、JPCERT/CCでは、Shadowsererから日本のオープンリゾルバー数を取得しているため、そのデータを表示する。

4. 処理フロー



5. 入札要件

- ・ DBMS、スクリプト言語（Python,PHP）、OS（BSD系、 Debian系、 Red Hat系のいずれか）の組み合わせで開発経験があること。
- ・ 現行のシステムはPythonで構築されているため、Pythonのソースコードを読み、理解することができること。
- ・ Amazon Web Serviceで開発経験があること。

6. 実施期間

2023年3月31日（金）までに納品し、検収を受けること。

7. 提案書評価における推奨事項

- ・ OSのパッチを適用する際にシステム全体を停止することなく、適用することが可能な構成になっていること。Route53等のサービスを使うことも可とする。
- ・ 開発の人員、体制案などが盛り込まれていること。また、メンバーの入れ替わりに柔軟な体制が整っていること。
- ・ 処理状況の確認やエラーの検知が行えるシステム設計になっていること。

8. 成果物

- (1) AWSの環境（開発、本番） JPCERT/CCで契約を行ったアカウントで開発を行うこととする。
- (2) システムを構成しているソース、プログラムソースコード
- (3) 導入手順書、詳細設計書、基本設計書（DBスキーマ、NW構成、HW構成）
- (4) 詳細テスト仕様書、リンクテスト仕様書、システムテスト仕様書
 - (2) ~ (4) を記録したCDあるいはDVD-R正副各1部を納品すること。
 - (3) ~ (4) を印刷したものを提出すること。

9. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算および会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算および会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。